

令和元年9月2日

昇降機等定期検査報告手数料の改定について

一般財団法人福岡県建築住宅センター

標記の定期検査報告制度において、平成29年4月1日に、昇降機に係る「平成20年国土交通省告示第283号」の改正告示が、平成29年10月1日に、遊戯施設に係る「平成20年国土交通省告示第284号」の改正告示が、各々施行されました。

この改正告示の施行により、既存不適格項目及び検査実施項目等が大幅に増えたため、当センターでは、体制を強化し、業務量の増加に対応するとともに、経費の節減にも努めてきたところですが、人件費の増加に加え、累次の消費税率のアップ等により、現行の手数料を維持することが困難な状況となってまいりました。

そこで、当センターでは、業務量の増加等に応じた手数料の見直しを行うこととし、令和2年4月1日付で、手数料を下記のとおり改定させていただくことになりました。

今回の昇降機等の手数料の引上げに際しては、今後とも、適正・迅速な処理に努め、お客様の要望を幅広く汲み取り、顧客サービスの向上を図るとともに、円滑な報告書の提出をサポートさせていただく所存ですので、諸般の事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改定内容

機 種 (1件あたり)	改定前	改定後 (消費税率10%の場合)	摘 要
エレベータ	2,000円 消費税込	本体価格 2,000円+消費税 (2,200円)	改定後は外税方式に移行
段差解消機	2,000円 消費税込	本体価格 2,000円+消費税 (2,200円)	
いす式階段昇降機	2,000円 消費税込	本体価格 2,000円+消費税 (2,200円)	
エスカレータ	2,000円 消費税込	本体価格 2,000円+消費税 (2,200円)	
遊戯施設	2,000円 消費税込	本体価格 2,000円+消費税 (2,200円)	
小荷物専用昇降機	2,000円 消費税込	本体価格 1,000円+消費税 (1,100円)	

2 実施期日

令和2年4月1日以降の受付分